# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年5月26日 |
| 【発行者名】 | Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 藤瀬 宏 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝五丁目36番7号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 富岡 秀夫 |
| 【電話番号】 | 03-6722-4813 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ＤＣ アクティブ バリュー オープン |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 継続募集額<br>1,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部【証券情報】

## （１）【ファンドの名称】

ＤＣ アクティブ バリュー オープン
ただし、愛称として「ＤＣアクシア」という名称を用いることがあります。
（以下「ファンド」といいます。）

## （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## （３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

## （４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。
基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）ないしは下記にお問い合わせください。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
電話番号　03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
インターネットホームページ　http://www.tdasset.co.jp/

## （５）【申込手数料】

ありません。

**（６）【申込単位】**

販売会社にお問い合わせください。

**（７）【申込期間】**

平成29年5月27日から平成30年5月25日まで
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**（８）【申込取扱場所】**

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

**（９）【払込期日】**

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、申込代金（発行価格に申込口数を乗じて得た額をいいます。）をお申込みいただきます販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社にお問い合わせください。
振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

**（１０）【払込取扱場所】**

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先をご参照ください。

**（１１）【振替機関に関する事項】**

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

**（１２）【その他】**

①日本以外の地域における発行はありません。
②振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

②ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型投信<br>追加型投信 | 国　　内<br>海　　外<br>内　　外 | 株　　式<br>債　　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>資産複合 |

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分表＞

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>不動産投信<br>その他資産<br>（投資信託証券（株式））<br>資産複合 | 年1回<br>年2回<br>年4回<br>年6回（隔月）<br>年12回（毎月）<br>日々<br>その他 | グローバル<br>（日本を除く）<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東（中東）<br>エマージング | ファミリーファンド<br>ファンド・オブ・<br>ファンズ |

**その他資産（投資信託証券（株式））**
目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

**年1回**
目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**日本**
目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**
目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

1. アクティブ　バリュー　マザーファンドを通じて、実質的にわが国の株式に投資します。
2. 株式の投資にあたっては、バリュエーション指標等の尺度により銘柄を選定します。
3. 株式の実質的な組入比率は高位に保つことを基本方針とします。
4. 東証株価指数（TOPIX）*をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

＊東証株価指数（TOPIX）とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。
TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

## ファンドのバリュー投資について

一般的なバリュー指標は、主に一定時点における利益水準や資産を株価と比較したものです。これらのバリュー指標で機械的に投資銘柄を選定した場合、企業の収益力・成長力の方向性等、銘柄選定にとって重要なファクターが考慮されません。
ファンドは、一般的なバリュー指標に欠落している部分を補った独自のバリュースコアを用いることで、客観的かつ将来価値も評価したバリューストックユニバースを選定し、運用を行います。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## 運用哲学 ～株式市場での「期待値の低い企業」に投資します～

- 株式市場では、現在の企業価値はもとより将来の可能性をプレミアムとして評価し株価が形成されています。過去、低収益・低成長であった企業に対する期待値は低く、実態よりディスカウントされた株価で取引される傾向があります。
- 企業の体質変化や成長スピードの加速を的確に評価することで、現実とイメージのギャップ解消（＝ディスカウントの修正）、更には良いイメージへの転換による大幅な株価上昇（＝プレミアムの獲得）の可能性を捉えます。
- すでに株価がディスカウントになっている企業への投資は、失望による株価下落リスクが限定的と考えられます。

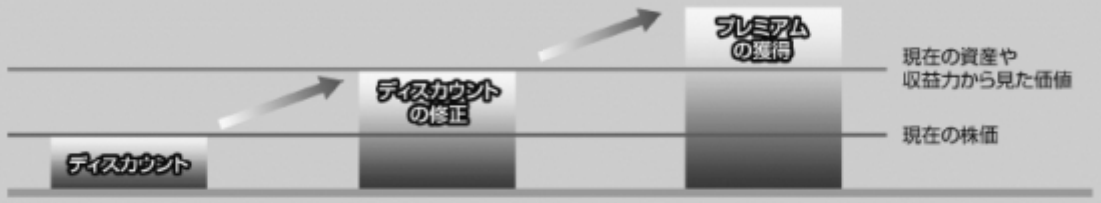


『期待値の低い企業』の中から、既存事業の構造転換や新規事業の展開により収益力が高まりつつある企業へ投資することが、長期的にはリスク対比で最も効率的なアプローチであると考えています。

上記はイメージ図であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

## 運用手法の特色 ～ギャップの発生を探すアプローチ～

市場参加者の多くは、企業業績をベースに投資判断を行うと考えられます。しかし、業績の変化に対して市場が過剰反応することにより、株価は実態価値に対して、プレミアム⇔ディスカウントとなる状態が繰り返される傾向があります。

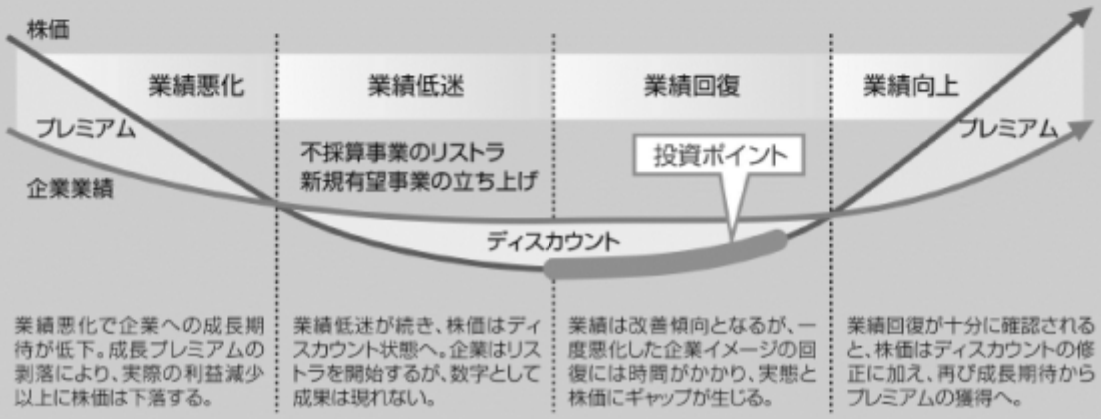


上記はイメージ図であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

## 運用プロセス

**STEP 1**

①ストック（資産）、②フロー（収益）、③投資リスクの3つの側面から客観的に割安度を計測した当社独自の「バリュースコア」を元にバリューストックユニバースを作成します。

**STEP 2**

期待値の低い企業に着目した個別銘柄選択と、リスクコントロールの観点から組入銘柄を判断するセクターコントロールの 2 つのアプローチでポートフォリオを構築します。

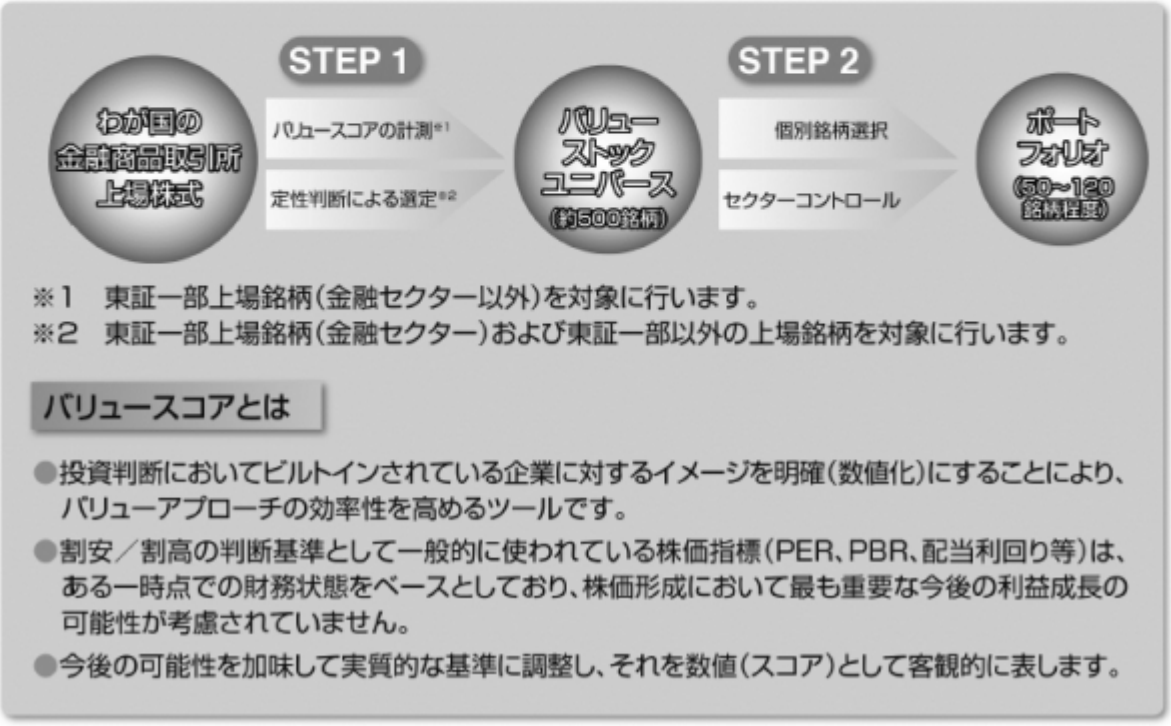


※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

④信託金限度額

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成15年1月10日　　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

**（３）【ファンドの仕組み】**

**①ファンドの仕組み図**

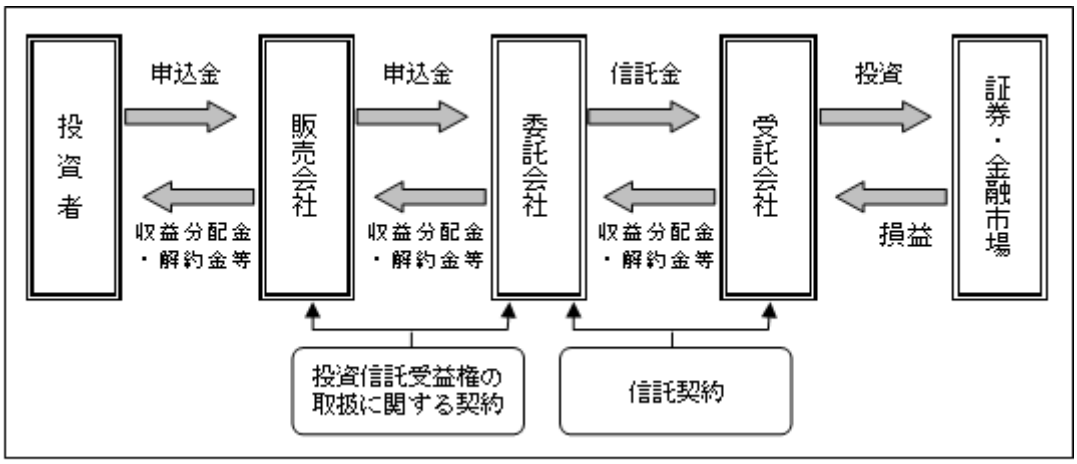


**②ファミリーファンド方式の仕組み**

**ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。**

**ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。**

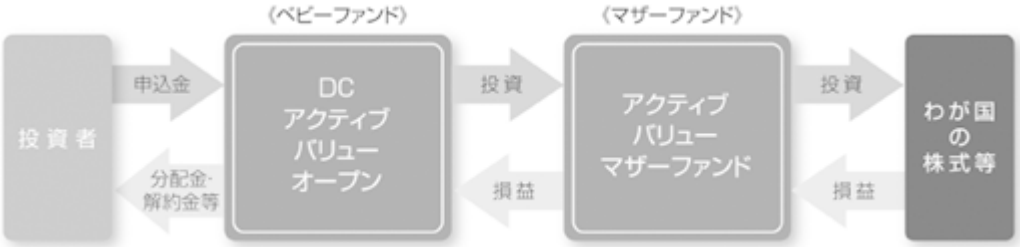


**③委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割**

**（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）**

**ａ．委託会社**

**Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社**

**委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。**

**（1）信託約款の届出**

**（2）信託財産の運用指図**

**（3）信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）**

**（4）目論見書および運用報告書の作成等**

**ｂ．受託会社**

**三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社**

**（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）**

**受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。**

**（1）信託財産の保管・管理・計算**

**（2）委託会社の指図に基づく信託財産の処分等**

ｃ．販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

（1）受益権の募集・販売の取扱い
（2）受益権の換金（解約）申込の取扱い
（3）換金代金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
（4）目論見書、運用報告書の交付等

④委託会社の概況

ａ．資本金

平成29年3月末日現在　　11億円

ｂ．会社の沿革

| | |
|---|---|
| 昭和55年12月19日 | 第一投信株式会社設立<br>同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得 |
| 平成 9年12月 1日 | 社名を長期信用投信株式会社に変更 |
| 平成11年 2月25日 | 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る |
| 平成11年 4月 1日 | 社名を大同ライフ投信株式会社に変更 |
| 平成14年 1月24日 | 投資顧問業者の登録 |
| 平成14年 6月11日 | 投資一任契約に係る業務の認可 |
| 平成14年 7月 1日 | ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、<br>ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更 |
| 平成18年 8月28日 | 社名をＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社に変更 |
| 平成19年 3月30日 | 株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの直接子会社となる |
| 平成19年 9月30日 | 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、<br>投資助言・代理業、投資運用業の登録 |

ｃ．大株主の状況　　平成29年3月末日現在

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|---|---|---|---|
| 株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 | 1,082,500株 | 100% |

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

①主として、マザーファンドに投資します。マザーファンドにおいては、主としてわが国の株式に投資し、売買益の獲得につとめます。
②株式の投資にあたっては、PBR、PERなどのバリュエーション指標等の尺度により投資候補銘柄を選定します。投資候補銘柄については、原則として年1～2回程度の見直しを行います。
③投資候補銘柄の中から、市況動向や業種分散、市場性、株価水準等を勘案して適宜投資します。
④株式の実質的な組入比率は高位に保つことを基本方針とします。
⑤東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
⑥資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時や、残存信託期間、信託財産規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

### （2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
（1）有価証券
（2）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
（3）金銭債権
（4）約束手形
ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産
（1）為替手形
②委託会社は、信託金を、主として、アクティブ バリュー マザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（マザーファンドおよび短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。
（1）株券または新株引受権証書
（2）国債証券
（3）地方債証券
（4）特別の法律により法人の発行する債券
（5）社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
（6）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
（7）コマーシャル・ペーパー
（8）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

（9）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
（10）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
（11）外国法人が発行する譲渡性預金証書
（12）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、（1）の証券または証書および（8）の証券または証書のうち（1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、（2）から（6）までの証券および（8）の証券または証書のうち（2）から（6）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

（1）預金
（2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
（3）コール・ローン
（4）手形割引市場において売買される手形
（5）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
（6）外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

**（３）【運用体制】**

委託会社の運用体制は以下の通りです。

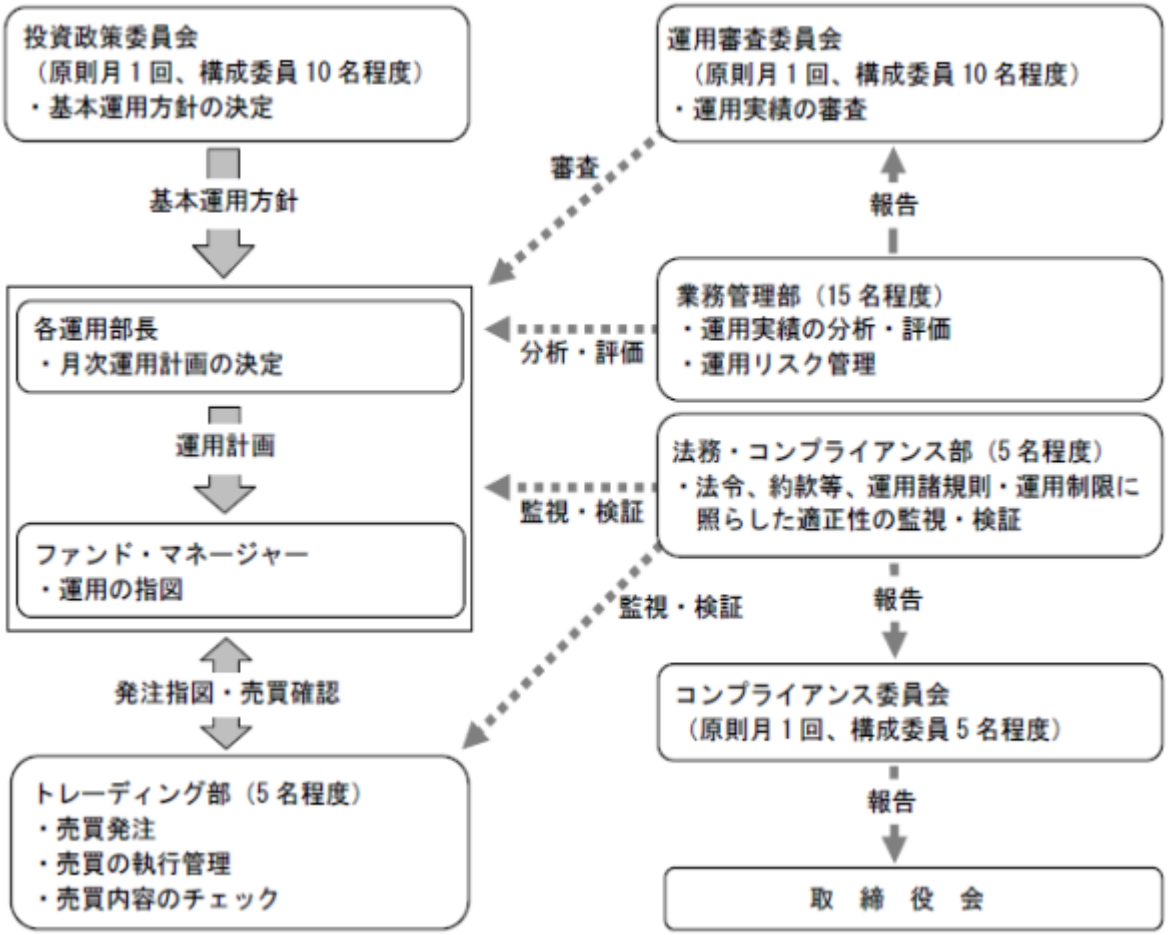


個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。
委託会社の運用体制等は平成29年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**（４）【分配方針】**

毎決算時（2月27日、ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。

②収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**（５）【投資制限】**

①ファンドの信託約款に基づく投資制限

ａ．株式への実質投資割合には制限を設けません。

ｂ．購入時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ｃ．（1）委託会社は、購入時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（2）委託会社は、購入時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ｄ．（1）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとし、外国の市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

（2）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

（3）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

ｅ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｆ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

ｇ．外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｈ．デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

ｉ．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

ａ．委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ｂ．委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

**（参考）アクティブ バリュー マザーファンド**

**（１）投資方針**

①主としてわが国の株式に投資し、売買益の獲得につとめます。
②株式の投資にあたっては、PBR、PERなどのバリュエーション指標等の尺度により投資候補銘柄を選定します。投資候補銘柄については、原則として年1～2回程度の見直しを行います。
③投資候補銘柄の中から、市況動向や業種分散、市場性、株価水準等を勘案して適宜投資します。
④株式の組入比率は高位に保つことを基本方針とします。
⑤東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
⑥資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時や、残存信託期間、信託財産規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

**（２）投資対象**

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
（1）有価証券
（2）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
（3）金銭債権
（4）約束手形
ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産
（1）為替手形
②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。
（1）株券または新株引受権証書
（2）国債証券
（3）地方債証券
（4）特別の法律により法人の発行する債券
（5）社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
（6）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
（7）コマーシャル・ペーパー
（8）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
（9）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
（10）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
（11）外国法人が発行する譲渡性預金証書
（12）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
なお、（1）の証券または証書および（8）の証券または証書のうち（1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、（2）から（6）までの証券および（8）の証券または証書のうち（2）から（6）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
③委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
（1）預金
（2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
（3）コール・ローン
（4）手形割引市場において売買される手形
（5）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
（6）外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

**（３）投資制限**

**マザーファンドの信託約款に基づく投資制限**

**ａ．株式への投資割合には制限を設けません。**

**ｂ．委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。**

**ｃ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。**

**ｄ．（1）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。**

**（2）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。**

**ｅ．（1）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとし、外国の市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。**

**（2）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。**

（3）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

ｆ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｇ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

ｈ．外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｉ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ｊ．デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

ｋ．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

## 3【投資リスク】

### （1）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。
したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。
ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①株価変動リスク
株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②債券価格変動リスク
債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

③信用リスク
有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

④流動性リスク
市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

⑤為替変動リスク
外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

**（２）その他の留意点**

①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

④マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

**（３）リスクの管理体制**

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。
委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。
委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

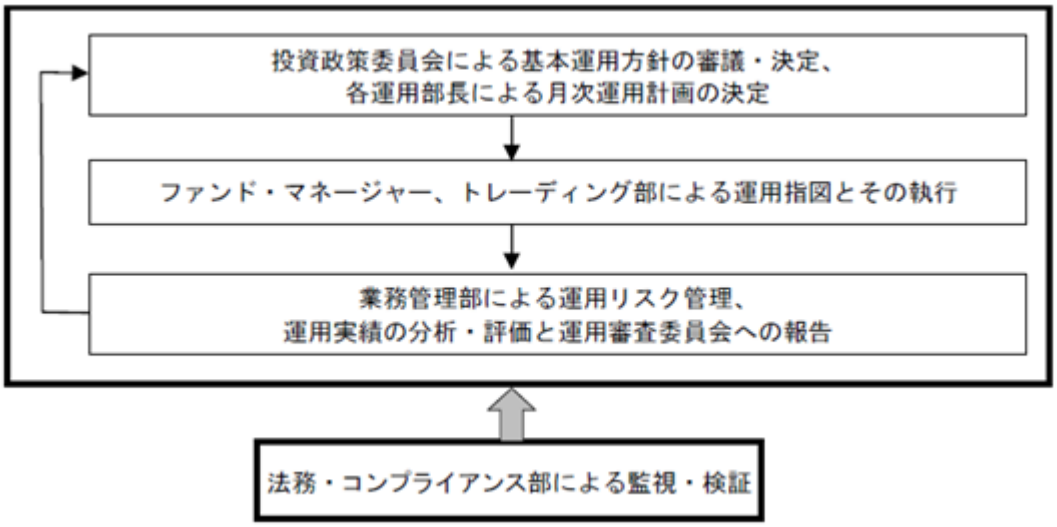


リスクの管理体制は平成29年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

≪参考情報≫

≪参考情報≫

**代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞

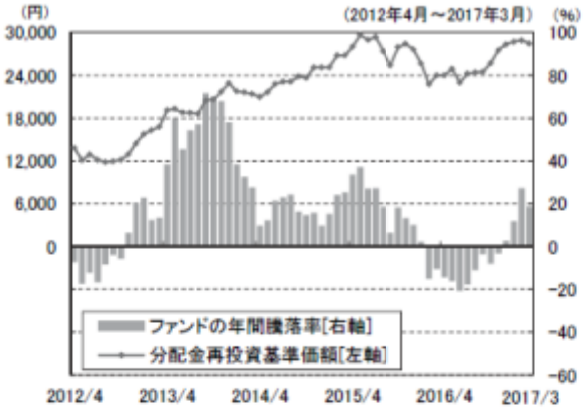


＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

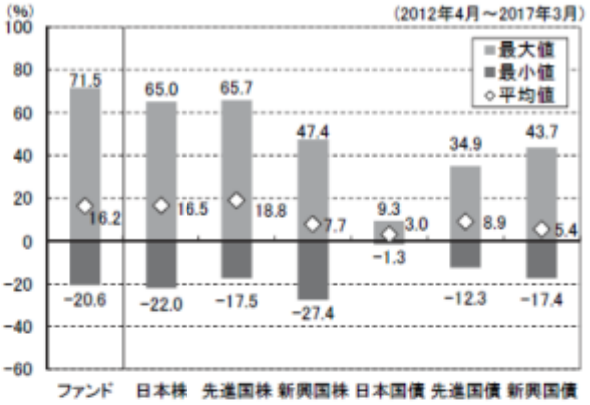


（注）ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊右のグラフは、2012年4月から2017年3月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
＊右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
＊上記の騰落率は2017年3月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

日本株・・・・ 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債・・・ NOMURA-BPI国債
先進国債・・・ シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

＊詳細は「指数に関して」をご参照ください。

**●指数に関して**

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

**東証株価指数（TOPIX）（配当込み）**
東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

**MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）**
MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）**
MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

**NOMURA-BPI国債**
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

**シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）**
シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、シティグループ・インデックスLLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）**
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

ありません。

### （2）【換金（解約）手数料】

ありません。

**（３）【信託報酬等】**

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1124%（税抜1.03%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

〔信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率〕

委託会社　　年0.6264%（税抜0.58%）
販売会社　　年0.378%（税抜0.35%）
受託会社　　年0.108%（税抜0.10%）

〔信託報酬等の対価の内容〕

委託会社：委託した資金の運用等の対価
販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

**（４）【その他の手数料等】**

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。
③証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

**（５）【課税上の取扱い】**

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。
ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。
受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合等には、前述の内容が変更になることがあります。
※詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### （1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成29年3月31日現在）

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（百万円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,147 | 99.67 |
| 現金・預金・その他の資産（負債差引後） | 日本 | 7 | 0.33 |
| 合計（純資産総額） | － | 2,154 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

### （2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成29年3月31日現在）

| | 国名 | 種　類 | 銘　柄　名 | 数　量<br>（口） | 簿価単価（円）<br>簿価金額（円） | 時価単価（円）<br>時価金額（円） | 投資<br>比率<br>（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 親投資信託<br>受益証券 | アクティブ バリュー<br>マザーファンド | 828,001,034 | 2.6240<br>2,172,694,470 | 2.5928<br>2,146,841,080 | 99.67 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（平成29年3月31日現在）

| 種類 | 投 資 比 率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.67 |
| 合計 | 99.67 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成29年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額<br>（分配落）<br>（単位:百万円） | 純資産総額<br>（分配付）<br>（単位:百万円） | 1口当たりの<br>純資産額<br>（分配落）<br>（単位:円） | 1口当たりの<br>純資産額<br>（分配付）<br>（単位:円） |
|---|---|---|---|---|
| 第6期 計算期間<br>（平成20年2月27日現在） | 620 | 620 | 2.7106 | 2.7106 |
| 第7期 計算期間<br>（平成21年2月27日現在） | 707 | 707 | 1.2690 | 1.2690 |
| 第8期 計算期間<br>（平成22年3月1日現在） | 1,016 | 1,016 | 1.5400 | 1.5400 |
| 第9期 計算期間<br>（平成23年2月28日現在） | 1,339 | 1,339 | 1.6626 | 1.6626 |
| 第10期 計算期間<br>（平成24年2月27日現在） | 1,411 | 1,411 | 1.4545 | 1.4545 |
| 第11期 計算期間<br>（平成25年2月27日現在） | 1,639 | 1,639 | 1.5950 | 1.5950 |
| 第12期 計算期間<br>（平成26年2月27日現在） | 2,084 | 2,084 | 2.1700 | 2.1700 |
| 第13期 計算期間<br>（平成27年2月27日現在） | 1,910 | 1,910 | 2.6787 | 2.6787 |
| 第14期 計算期間<br>（平成28年2月29日現在） | 1,786 | 1,786 | 2.2724 | 2.2724 |
| 平成28年3月末日 | 1,889 | － | 2.3961 | － |
| 平成28年4月末日 | 1,873 | － | 2.3974 | － |
| 平成28年5月末日 | 1,969 | － | 2.4871 | － |
| 平成28年6月末日 | 1,777 | － | 2.2970 | － |
| 平成28年7月末日 | 1,859 | － | 2.4209 | － |
| 平成28年8月末日 | 1,882 | － | 2.4364 | － |
| 平成28年9月末日 | 1,929 | － | 2.4455 | － |
| 平成28年10月末日 | 2,028 | － | 2.5678 | － |
| 平成28年11月末日 | 2,118 | － | 2.7495 | － |
| 平成28年12月末日 | 2,099 | － | 2.8335 | － |
| 平成29年1月末日 | 2,090 | － | 2.8675 | － |
| 第15期 計算期間<br>（平成29年2月27日現在） | 2,130 | 2,130 | 2.8819 | 2.8819 |
| 平成29年2月末日 | 2,131 | － | 2.8880 | － |
| 平成29年3月末日 | 2,154 | － | 2.8456 | － |

②【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第6期 計算期間（平成20年2月27日） | 0.0000 |
| 第7期 計算期間（平成21年2月27日） | 0.0000 |
| 第8期 計算期間（平成22年3月1日） | 0.0000 |
| 第9期 計算期間（平成23年2月28日） | 0.0000 |
| 第10期 計算期間（平成24年2月27日） | 0.0000 |
| 第11期 計算期間（平成25年2月27日） | 0.0000 |
| 第12期 計算期間（平成26年2月27日） | 0.0000 |
| 第13期 計算期間（平成27年2月27日） | 0.0000 |
| 第14期 計算期間（平成28年2月29日） | 0.0000 |
| 第15期 計算期間（平成29年2月27日） | 0.0000 |

③【収益率の推移】

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第6期 計算期間（平成19年2月28日 ～ 平成20年2月27日） | △20.90 |
| 第7期 計算期間（平成20年2月28日 ～ 平成21年2月27日） | △53.18 |
| 第8期 計算期間（平成21年2月28日 ～ 平成22年3月1日） | 21.36 |
| 第9期 計算期間（平成22年3月2日 ～ 平成23年2月28日） | 7.96 |
| 第10期 計算期間（平成23年3月1日 ～ 平成24年2月27日） | △12.52 |
| 第11期 計算期間（平成24年2月28日 ～ 平成25年2月27日） | 9.66 |
| 第12期 計算期間（平成25年2月28日 ～ 平成26年2月27日） | 36.05 |
| 第13期 計算期間（平成26年2月28日 ～ 平成27年2月27日） | 23.44 |
| 第14期 計算期間（平成27年2月28日 ～ 平成28年2月29日） | △15.17 |
| 第15期 計算期間（平成28年3月1日 ～ 平成29年2月27日） | 26.82 |

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 |
|---|---|---|
| 第6期 計算期間（平成19年2月28日 ～ 平成20年2月27日） | 136,246,608 | 96,224,738 |
| 第7期 計算期間（平成20年2月28日 ～ 平成21年2月27日） | 456,190,479 | 127,859,070 |
| 第8期 計算期間（平成21年2月28日 ～ 平成22年3月1日） | 274,545,644 | 172,002,724 |
| 第9期 計算期間（平成22年3月2日 ～ 平成23年2月28日） | 238,718,642 | 93,036,442 |
| 第10期 計算期間（平成23年3月1日 ～ 平成24年2月27日） | 284,016,792 | 118,927,267 |
| 第11期 計算期間（平成24年2月28日 ～ 平成25年2月27日） | 323,075,037 | 265,418,843 |
| 第12期 計算期間（平成25年2月28日 ～ 平成26年2月27日） | 453,958,181 | 521,336,588 |
| 第13期 計算期間（平成26年2月28日 ～ 平成27年2月27日） | 297,618,103 | 544,929,901 |
| 第14期 計算期間（平成27年2月28日 ～ 平成28年2月29日） | 303,679,619 | 230,904,177 |
| 第15期 計算期間（平成28年3月1日 ～ 平成29年2月27日） | 213,170,929 | 260,114,797 |

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）アクティブ バリュー マザーファンドの状況

（１）投資状況

**親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況**

（平成29年3月31日現在）

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（百万円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 日本 | 10,671 | 97.57 |
| 現金・預金・その他の資産（負債差引後） | 日本 | 266 | 2.43 |
| 合計（純資産総額） | ― | 10,937 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## （２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成29年3月31日現在）

| | 国名 | 種類 | 業　種 | 銘　柄　名 | 数 量（株） | 簿価単価（円）<br>簿価金額（円） | 時価単価（円）<br>時価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 株式 | 銀行業 | 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 548,200 | 739.42<br>405,350,044 | 699.70<br>383,575,540 | 3.51 |
| 2 | 日本 | 株式 | 輸送用機器 | トヨタ自動車 | 48,000 | 6,406.00<br>307,488,000 | 6,042.00<br>290,016,000 | 2.65 |
| 3 | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | ソフトバンクグループ | 36,100 | 8,393.00<br>302,987,300 | 7,862.00<br>283,818,200 | 2.60 |
| 4 | 日本 | 株式 | 電気機器 | ソニー | 75,100 | 3,454.00<br>259,395,400 | 3,766.00<br>282,826,600 | 2.59 |
| 5 | 日本 | 株式 | 銀行業 | みずほフィナンシャルグループ | 1,195,800 | 208.40<br>249,204,720 | 204.00<br>243,943,200 | 2.23 |
| 6 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 三菱電機 | 146,500 | 1,651.50<br>241,944,750 | 1,597.00<br>233,960,500 | 2.14 |
| 7 | 日本 | 株式 | 輸送用機器 | 本田技研工業 | 58,700 | 3,498.00<br>205,332,600 | 3,351.00<br>196,703,700 | 1.80 |
| 8 | 日本 | 株式 | 食料品 | 日本たばこ産業 | 53,300 | 3,778.00<br>201,367,400 | 3,618.00<br>192,839,400 | 1.76 |
| 9 | 日本 | 株式 | 医薬品 | 武田薬品工業 | 36,400 | 5,318.00<br>193,575,200 | 5,229.00<br>190,335,600 | 1.74 |
| 10 | 日本 | 株式 | 卸売業 | 伊藤忠商事 | 115,800 | 1,625.50<br>188,232,900 | 1,580.00<br>182,964,000 | 1.67 |
| 11 | 日本 | 株式 | 卸売業 | 三菱商事 | 74,400 | 2,543.00<br>189,199,200 | 2,405.50<br>178,969,200 | 1.64 |
| 12 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 日立国際電気 | 64,900 | 2,555.00<br>165,819,500 | 2,551.00<br>165,559,900 | 1.51 |
| 13 | 日本 | 株式 | 卸売業 | 三井物産 | 102,500 | 1,709.50<br>175,223,750 | 1,612.50<br>165,281,250 | 1.51 |
| 14 | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 日本電信電話 | 34,300 | 4,788.00<br>164,228,400 | 4,752.00<br>162,993,600 | 1.49 |
| 15 | 日本 | 株式 | ゴム製品 | ブリヂストン | 35,600 | 4,495.00<br>160,022,000 | 4,503.00<br>160,306,800 | 1.47 |
| 16 | 日本 | 株式 | 機械 | 牧野フライス製作所 | 165,000 | 1,036.00<br>170,940,000 | 965.00<br>159,225,000 | 1.46 |
| 17 | 日本 | 株式 | 輸送用機器 | ヤマハ発動機 | 58,800 | 2,600.99<br>152,938,212 | 2,681.00<br>157,642,800 | 1.44 |
| 18 | 日本 | 株式 | 電気機器 | キヤノン | 45,100 | 3,531.28<br>159,260,793 | 3,471.00<br>156,542,100 | 1.43 |
| 19 | 日本 | 株式 | 化学 | 旭化成 | 143,000 | 1,084.50<br>155,083,500 | 1,080.00<br>154,440,000 | 1.41 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 日本 | 株式 | 化学 | 昭和電工 | 77,500 | 1,963.00<br>152,132,500 | 1,985.00<br>153,837,500 | 1.41 |
| 21 | 日本 | 株式 | 化学 | 住友ベークライト | 228,000 | 665.00<br>151,620,000 | 670.00<br>152,760,000 | 1.40 |
| 22 | 日本 | 株式 | 非鉄金属 | 古河電気工業 | 37,900 | 4,075.00<br>154,442,500 | 4,000.00<br>151,600,000 | 1.39 |
| 23 | 日本 | 株式 | 保険業 | 第一生命ホールディングス | 74,900 | 2,110.50<br>158,076,450 | 1,996.50<br>149,537,850 | 1.37 |
| 24 | 日本 | 株式 | 化学 | ＤＩＣ | 35,800 | 3,960.00<br>141,768,000 | 4,110.00<br>147,138,000 | 1.35 |
| 25 | 日本 | 株式 | 機械 | 荏原製作所 | 39,600 | 3,320.00<br>131,472,000 | 3,635.00<br>143,946,000 | 1.32 |
| 26 | 日本 | 株式 | 輸送用機器 | スズキ | 31,000 | 4,407.00<br>136,617,000 | 4,622.00<br>143,282,000 | 1.31 |
| 27 | 日本 | 株式 | 電気機器 | アルプス電気 | 45,300 | 3,325.00<br>150,622,500 | 3,155.00<br>142,921,500 | 1.31 |
| 28 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 富士通 | 209,000 | 652.00<br>136,268,000 | 680.90<br>142,308,100 | 1.30 |
| 29 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 堀場製作所 | 23,700 | 6,250.00<br>148,125,000 | 5,970.00<br>141,489,000 | 1.29 |
| 30 | 日本 | 株式 | 銀行業 | りそなホールディングス | 235,300 | 626.87<br>147,502,511 | 597.90<br>140,685,870 | 1.29 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成29年3月31日現在）

| 種類 | 業　種 | 投 資 比 率（%） |
|---|---|---|
| 株式 | 電気機器 | 15.25 |
| 株式 | 情報・通信業 | 9.69 |
| 株式 | 輸送用機器 | 9.07 |
| 株式 | 銀行業 | 8.12 |
| 株式 | 化学 | 7.81 |
| 株式 | 機械 | 6.84 |
| 株式 | 卸売業 | 5.83 |
| 株式 | 医薬品 | 4.45 |
| 株式 | 小売業 | 4.23 |
| 株式 | 食料品 | 4.09 |
| 株式 | 陸運業 | 2.89 |
| 株式 | 保険業 | 2.49 |
| 株式 | 非鉄金属 | 2.40 |
| 株式 | サービス業 | 1.97 |
| 株式 | 不動産業 | 1.80 |
| 株式 | 建設業 | 1.74 |
| 株式 | その他金融業 | 1.70 |
| 株式 | ゴム製品 | 1.47 |
| 株式 | 鉄鋼 | 1.18 |
| 株式 | 証券、商品先物取引業 | 1.08 |
| 株式 | 石油・石炭製品 | 0.97 |
| 株式 | 精密機器 | 0.95 |
| 株式 | 繊維製品 | 0.90 |

| | | |
|---|---|---|
| 株式 | その他製品 | 0.65 |
| 合計 | | 97.57 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

## （参考）運用実績

（2017年3月31日現在）

### 基準価額・純資産の推移

※基準価額は信託報酬控除後です。

### 分配の推移（1万口当たり、税引前）

| | |
|---|---|
| 2017 年 2 月 | 0 円 |
| 2016 年 2 月 | 0 円 |
| 2015 年 2 月 | 0 円 |
| 2014 年 2 月 | 0 円 |
| 2013 年 2 月 | 0 円 |
| 設定来累計 | 0 円 |

### 主要な資産の状況

●組入上位銘柄

| 銘柄名（銘柄数 78） | 業種 | 比率 |
|---|---|---|
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 3.5% |
| トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 2.6% |
| ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 2.6% |
| ソニー | 電気機器 | 2.6% |
| みずほフィナンシャルグループ | 銀行業 | 2.2% |
| 三菱電機 | 電気機器 | 2.1% |
| 本田技研工業 | 輸送用機器 | 1.8% |
| 日本たばこ産業 | 食料品 | 1.8% |
| 武田薬品工業 | 医薬品 | 1.7% |
| 伊藤忠商事 | 卸売業 | 1.7% |

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

●投資比率

| | |
|---|---|
| 株式 | 97.3% |
| 現金・預金等 | 2.7% |
| 合計 | 100.0% |

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

●組入上位業種

| 業種 | 比率 |
|---|---|
| 電気機器 | 15.2% |
| 情報・通信業 | 9.7% |
| 輸送用機器 | 9.0% |
| 銀行業 | 8.1% |
| 化学 | 7.8% |

※組入上位業種の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)

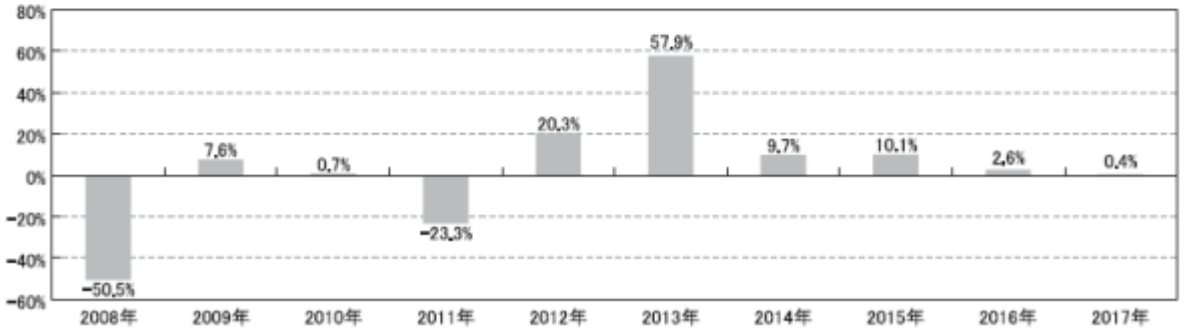


※2017年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

ファンドは確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取扱います。

①ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。申込みの受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②取得申込者は、販売会社との間で「自動継続投資契約※」を締結していただきます。
※これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

③受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

④ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

⑤申込手数料はありません。

⑥購入申込者は、申込代金を払込期日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

⑦金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付けを取消すことがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

①受益者は、販売会社が定める単位をもって、委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の基準価額とします。

⑤換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付けを取消すことができます。なお、換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。

⑦換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

⑧換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①ファンドの主な投資対象

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

わが国の株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
インターネットホームページ http://www.tdasset.co.jp/

**（２）【保管】**

ありません。

**（３）【信託期間】**

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述の「（５）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

**（４）【計算期間】**

ファンドの計算期間は、毎年2月28日から翌年2月27日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

**（５）【その他】**

①信託の終了

ａ．ファンドの繰上償還

(1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(2) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(3) 委託会社は、（1）、（2）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(4) （3）の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(5) （4）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、（1）、（2）の信託契約の解約をしません。

(6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(7) （4）から（6）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、（4）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｂ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｃ．委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更ｄ」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

ｄ．受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ａの信託約款の変更をしません。

ｅ．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

③関係法人との契約の更改に関する手続き

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（http://www.tdasset.co.jp/）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じ知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## ４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

### （１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

### （２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### （３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込みができます。権利行使の方法等については、前述の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

### （４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。

２．当ファンドは、第15期計算期間（平成28年3月1日から平成29年2月27日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
ＤＣ アクティブ バリュー オープン
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第14期<br>（平成28年2月29日現在） | 第15期<br>（平成29年2月27日現在） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 9,267,283 | ― |
| コール・ローン | 8,645,553 | 20,586,707 |
| 親投資信託受益証券 | 1,779,732,113 | 2,125,538,444 |
| 流動資産合計 | 1,797,644,949 | 2,146,125,151 |
| 資産合計 | 1,797,644,949 | 2,146,125,151 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 406,352 | 4,952,065 |
| 未払受託者報酬 | 1,083,301 | 1,092,060 |
| 未払委託者報酬 | 10,074,640 | 10,156,103 |
| 未払利息 | ― | 36 |
| その他未払費用 | 54,104 | 83,243 |
| 流動負債合計 | 11,618,397 | 16,283,507 |
| 負債合計 | 11,618,397 | 16,283,507 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 785,979,908 | 739,036,040 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,000,046,644 | 1,390,805,604 |
| （分配準備積立金） | 373,081,892 | 428,490,903 |
| 元本等合計 | 1,786,026,552 | 2,129,841,644 |
| 純資産合計 | 1,786,026,552 | 2,129,841,644 |
| 負債純資産合計 | 1,797,644,949 | 2,146,125,151 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第14期<br>（自 平成27年2月28日<br>至 平成28年2月29日） | 第15期<br>（自 平成28年3月1日<br>至 平成29年2月27日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 1,580 | 7 |
| 有価証券売買等損益 | △286,639,350 | 495,322,331 |
| 営業収益合計 | △286,637,770 | 495,322,338 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | － | 10,214 |
| 受託者報酬 | 2,160,660 | 2,100,587 |
| 委託者報酬 | 20,094,019 | 19,535,363 |
| その他費用 | 107,911 | 133,851 |
| 営業費用合計 | 22,362,590 | 21,780,015 |
| 営業利益 | △309,000,360 | 473,542,323 |
| 経常利益 | △309,000,360 | 473,542,323 |
| 当期純利益 | △309,000,360 | 473,542,323 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 11,679,832 | 82,357,049 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 1,197,260,423 | 1,000,046,644 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 514,558,211 | 336,951,842 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 514,558,211 | 336,951,842 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 391,091,798 | 337,378,156 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 391,091,798 | 337,378,156 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,000,046,644 | 1,390,805,604 |

**（３）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| 3 その他 | 当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当計算期間は、平成28年3月1日から平成29年2月27日までとなっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 第14期<br>（平成28年2月29日現在） | 第15期<br>（平成29年2月27日現在） |
|---|---|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数<br>785,979,908口 | 1 計算期間の末日における受益権の総数<br>739,036,040口 |
| 2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額　2.2724円<br>（1万口当たり純資産額　22,724円） | 2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額　2.8819円<br>（1万口当たり純資産額　28,819円） |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 期別<br>項目 | 第14期<br>（自 平成27年2月28日<br>至 平成28年2月29日） | 第15期<br>（自 平成28年3月1日<br>至 平成29年2月27日） |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,548,651,674円）、及び分配準備積立金（373,081,892円）より、分配対象収益は1,921,733,566円（1万口当たり24,450円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきました。 | 計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（162,949,860円）、収益調整金（1,541,412,937円）、及び分配準備積立金（265,541,043円）より、分配対象収益は1,969,903,840円（1万口当たり26,655円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきました。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| | 第14期<br>（自 平成27年2月28日<br>至 平成28年2月29日） | 第15期<br>（自 平成28年3月1日<br>至 平成29年2月27日） |
|---|---|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。<br>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。<br>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。<br>①市場リスクの管理<br>価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。<br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左 |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| | 第14期<br>（平成28年2月29日現在） | 第15期<br>（平成29年2月27日現在） |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | 親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。 | 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第14期<br>（自 平成27年2月28日<br>至 平成28年2月29日） | 第15期<br>（自 平成28年3月1日<br>至 平成29年2月27日） |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 期別<br>項目 | 第14期<br>（自 平成27年2月28日<br>至 平成28年2月29日） | 第15期<br>（自 平成28年3月1日<br>至 平成29年2月27日） |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 713,204,466 円 | 785,979,908 円 |
| 期中追加設定元本額 | 303,679,619 円 | 213,170,929 円 |
| 期中一部解約元本額 | 230,904,177 円 | 260,114,797 円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第14期（自 平成27年2月28日　至 平成28年2月29日）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | △295,958,446 円 |
| 合計 | △295,958,446 円 |

第15期（自 平成28年3月1日　至 平成29年2月27日）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 442,253,309 円 |
| 合計 | 442,253,309 円 |

3 デリバティブ取引関係
第14期（自 平成27年2月28日　至 平成28年2月29日）
該当事項はありません。

第15期（自 平成28年3月1日　至 平成29年2月27日）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
①有価証券明細表
ａ．株式
該当事項はありません。

ｂ．株式以外の有価証券

（平成29年2月27日現在）

| 種類 | 銘柄 | 券面総額（口） | 評価額（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | アクティブ バリュー マザーファンド | 810,284,555 | 2,125,538,444 | |
| 合計 | | 810,284,555 | 2,125,538,444 | |

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

**（参考）アクティブ バリュー マザーファンドの状況**

**以下に記載した情報は監査の対象外であります。**

**当ファンドは「アクティブ バリュー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。**

**（１）貸借対照表**

（単位 ： 円）

| 対象年月日<br>科　目 | （平成28年2月29日現在）<br>金額 | （平成29年2月27日現在）<br>金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 65,318,773 | ― |
| コール・ローン | 60,936,624 | 98,438,555 |
| 株式 | 8,159,315,780 | 11,086,794,440 |
| 未収入金 | 252,288,507 | 167,160,703 |
| 未収配当金 | 15,290,000 | 23,607,800 |
| 未収利息 | 1 | ― |
| 流動資産合計 | 8,553,149,685 | 11,376,001,498 |
| 資産合計 | 8,553,149,685 | 11,376,001,498 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 207,304,145 | 81,383,425 |
| 未払利息 | ― | 176 |
| 流動負債合計 | 207,304,145 | 81,383,601 |
| 負債合計 | 207,304,145 | 81,383,601 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 4,086,193,750 | 4,305,633,282 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 4,259,651,790 | 6,988,984,615 |
| 元本等合計 | 8,345,845,540 | 11,294,617,897 |
| 純資産合計 | 8,345,845,540 | 11,294,617,897 |
| 負債純資産合計 | 8,553,149,685 | 11,376,001,498 |

## （２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1)受取配当金<br>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>(2)有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| （平成28年2月29日現在） | （平成29年2月27日現在） |
|---|---|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数<br>4,086,193,750口 | 1 計算期間の末日における受益権の総数<br>4,305,633,282口 |
| 2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 2.0424円<br>（1万口当たり純資産額 20,424円） | 2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 2.6232円<br>（1万口当たり純資産額 26,232円） |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 対象年月日<br>項　目 | （平成28年2月29日現在） | （平成29年2月27日現在） |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 5,445,546,595 円 | 4,086,193,750 円 |
| 期中追加設定元本額 | 424,842,441 円 | 1,259,819,980 円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,784,195,286 円 | 1,040,380,448 円 |
| 期末元本額 | 4,086,193,750 円 | 4,305,633,282 円 |
| 元本の内訳＊ | | |
| アクティブ バリュー オープン | 1,058,100,652 円 | 917,272,965 円 |
| ＤＣ アクティブ バリュー オープン | 871,392,535 円 | 810,284,555 円 |
| Ｔ＆Ｄ アクティブ バリュー ＰＦ（非課税適格機関投資家専用） | 571,201,236 円 | 541,484,068 円 |
| Ｔ＆Ｄ・アクティブバリューオープンＶＡ（適格機関投資家専用） | 1,021,884,311 円 | 770,375,400 円 |
| アクティブバリューオープンＶＡ１（適格機関投資家専用） | 558,485,879 円 | 278,284,160 円 |
| アクティブバリューオープンＶＡ２（適格機関投資家専用） | 5,129,137 円 | 4,816,417 円 |
| アクティブバリューベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用） | － 円 | 983,115,717 円 |
| 合計 | 4,086,193,750 円 | 4,305,633,282 円 |

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成27年2月28日　至 平成28年2月29日）

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|---|
| 株式 | 8,159,315,780 円 | △1,184,503,760 円 |

| | | |
|---|---|---|
| 合計 | 8,159,315,780 円 | △1,184,503,760 円 |

（自 平成28年3月1日　至 平成29年2月27日）

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|---|
| 株式 | 11,086,794,440 円 | 1,500,531,547 円 |
| 合計 | 11,086,794,440 円 | 1,500,531,547 円 |

3 デリバティブ取引関係
（自 平成27年2月28日　至 平成28年2月29日）
該当事項はありません。

（自 平成28年3月1日　至 平成29年2月27日）
該当事項はありません。

**（３）附属明細表**
①有価証券明細表
ａ．株式

（平成29年2月27日現在）

| 銘柄 | 株式数 | 評価額（円） | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 単価 | 金額 | |
| 清水建設 | 113,000 | 1,027.00 | 116,051,000 | |
| 長谷工コーポレーション | 117,300 | 1,329.00 | 155,891,700 | |
| 森永製菓 | 11,000 | 5,120.00 | 56,320,000 | |
| 日本ハム | 48,000 | 2,995.00 | 143,760,000 | |
| 日本たばこ産業 | 54,300 | 3,778.00 | 205,145,400 | |
| 帝人 | 47,900 | 2,151.00 | 103,032,900 | |
| 旭化成 | 145,000 | 1,084.50 | 157,252,500 | |
| 昭和電工 | 78,900 | 1,963.00 | 154,880,700 | |
| デンカ | 206,000 | 586.00 | 120,716,000 | |
| 住友ベークライト | 232,000 | 665.00 | 154,280,000 | |
| ＤＩＣ | 36,500 | 3,960.00 | 144,540,000 | |
| 武田薬品工業 | 29,500 | 5,325.00 | 157,087,500 | |
| 塩野義製薬 | 23,500 | 5,507.00 | 129,414,500 | |
| あすか製薬 | 38,900 | 1,741.00 | 67,724,900 | |
| 日本新薬 | 22,000 | 6,130.00 | 134,860,000 | |
| ＪＸホールディングス | 197,300 | 524.60 | 103,503,580 | |
| ブリヂストン | 36,300 | 4,495.00 | 163,168,500 | |
| ジェイ エフ イー ホールディングス | 69,100 | 2,121.00 | 146,561,100 | |
| 住友金属鉱山 | 72,000 | 1,571.50 | 113,148,000 | |
| 古河電気工業 | 38,600 | 4,075.00 | 157,295,000 | |
| 牧野フライス製作所 | 168,000 | 1,036.00 | 174,048,000 | |
| 日立建機 | 49,900 | 2,544.00 | 126,945,600 | |
| 井関農機 | 440,000 | 254.00 | 111,760,000 | |
| クボタ | 82,000 | 1,770.00 | 145,140,000 | |
| 荏原製作所 | 40,300 | 3,320.00 | 133,796,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ＣＫＤ | 59,400 | 1,430.00 | 84,942,000 | |
| 日立製作所 | 121,000 | 616.90 | 74,644,900 | |
| 三菱電機 | 149,100 | 1,651.50 | 246,238,650 | |
| ダイヘン | 166,000 | 729.00 | 121,014,000 | |
| ＪＶＣケンウッド | 357,800 | 285.00 | 101,973,000 | |
| 富士通 | 213,000 | 652.00 | 138,876,000 | |
| 日立国際電気 | 66,100 | 2,555.00 | 168,885,500 | |
| ソニー | 76,400 | 3,454.00 | 263,885,600 | |
| アルプス電気 | 46,100 | 3,325.00 | 153,282,500 | |
| 堀場製作所 | 27,900 | 6,250.00 | 174,375,000 | |
| 太陽誘電 | 55,500 | 1,483.00 | 82,306,500 | |
| デンソー | 26,500 | 5,008.00 | 132,712,000 | |
| トヨタ自動車 | 53,300 | 6,406.00 | 341,439,800 | |
| 本田技研工業 | 66,300 | 3,498.00 | 231,917,400 | |
| スズキ | 31,600 | 4,407.00 | 139,261,200 | |
| ヤマハ発動機 | 42,700 | 2,558.00 | 109,226,600 | |
| 東京精密 | 30,200 | 3,655.00 | 110,381,000 | |
| タカラトミー | 65,300 | 1,187.00 | 77,511,100 | |
| 東日本旅客鉄道 | 6,200 | 10,175.00 | 63,085,000 | |
| 東海旅客鉄道 | 7,500 | 18,360.00 | 137,700,000 | |
| 名古屋鉄道 | 198,000 | 514.00 | 101,772,000 | |
| 山九 | 141,000 | 713.00 | 100,533,000 | |
| 丸和運輸機関 | 26,500 | 2,527.00 | 66,965,500 | |
| 新日鉄住金ソリューションズ | 56,900 | 2,250.00 | 128,025,000 | |
| ＴＩＳ | 42,800 | 2,717.00 | 116,287,600 | |
| 日本ユニシス | 71,900 | 1,518.00 | 109,144,200 | |
| 日本テレビホールディングス | 50,900 | 2,011.00 | 102,359,900 | |
| 日本電信電話 | 35,000 | 4,788.00 | 167,580,000 | |
| 光通信 | 12,800 | 11,040.00 | 141,312,000 | |
| ＮＴＴドコモ | 45,000 | 2,687.50 | 120,937,500 | |
| ソフトバンクグループ | 36,700 | 8,393.00 | 308,023,100 | |
| シークス | 21,600 | 4,250.00 | 91,800,000 | |
| 伊藤忠商事 | 117,900 | 1,625.50 | 191,646,450 | |
| 三井物産 | 104,300 | 1,709.50 | 178,300,850 | |
| 三菱商事 | 75,800 | 2,543.00 | 192,759,400 | |
| ＤＣＭホールディングス | 120,500 | 986.00 | 118,813,000 | |
| Ｊ．フロント リテイリング | 57,800 | 1,717.00 | 99,242,600 | |
| マツモトキヨシホールディングス | 15,700 | 5,260.00 | 82,582,000 | |
| ココカラファイン | 18,600 | 4,720.00 | 87,792,000 | |
| 西松屋チェーン | 49,200 | 1,259.00 | 61,942,800 | |
| ケーズホールディングス | 49,200 | 2,024.00 | 99,580,800 | |
| 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 542,900 | 738.90 | 401,148,810 | |
| りそなホールディングス | 221,900 | 624.80 | 138,643,120 | |
| 三井住友トラスト・ホールディングス | 36,300 | 4,051.00 | 147,051,300 | |
| みずほフィナンシャルグループ | 1,217,200 | 208.40 | 253,664,480 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大和証券グループ本社 | 177,000 | 702.00 | 124,254,000 | |
| 第一生命ホールディングス | 76,300 | 2,110.50 | 161,031,150 | |
| 東京海上ホールディングス | 26,500 | 4,886.00 | 129,479,000 | |
| アイフル | 351,500 | 349.00 | 122,673,500 | |
| オリックス | 99,300 | 1,742.50 | 173,030,250 | |
| 東急不動産ホールディングス | 155,300 | 637.00 | 98,926,100 | |
| 住友不動産 | 38,000 | 3,120.00 | 118,560,000 | |
| ライク | 39,800 | 2,584.00 | 102,843,200 | |
| ラウンドワン | 17,600 | 842.00 | 14,819,200 | |
| ベルシステム２４ホールディングス | 110,000 | 939.00 | 103,290,000 | |
| 合計 | 8,522,900 | | 11,086,794,440 | |

**ｂ．株式以外の有価証券**

該当事項はありません。

**②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表**

該当事項はありません。

## ２【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

（平成29年3月31日現在）

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額 | 2,162,438,227 円 |
| Ⅱ 負債総額 | 8,556,008 円 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 2,153,882,219 円 |
| Ⅳ 発行済数量 | 756,927,752 口 |
| Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 2.8456 円 |

（参考）アクティブ バリュー マザーファンド

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額 | 11,095,878,799 円 |
| Ⅱ 負債総額 | 159,261,114 円 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 10,936,617,685 円 |
| Ⅳ 発行済数量 | 4,218,081,023 口 |
| Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 2.5928 円 |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

１．名義書換についての手続き、取扱場所等
ありません。

２．受益者に対する特典
ありません。

３．受益権の譲渡
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

５．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、換金申込の受付け、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

#### （１）資本金の額

| | |
|---|---|
| 平成29年3月末日現在の資本金の額 | 11億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 2,294,100株 |
| 発行済株式総数 | 1,082,500株 |

#### （２）会社の機構

①経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

ａ．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

ｂ．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

ｃ．運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成29年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## ２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成29年3月末日現在、237本であり、その純資産総額の合計は1,064,097百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

| 種類 | 本数 | 純資産総額 |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 160本 | 459,279百万円 |
| 単位型株式投資信託 | 35本 | 115,763百万円 |
| 単位型公社債投資信託 | 42本 | 489,055百万円 |
| 合計 | 237本 | 1,064,097百万円 |

## ３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第36期事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
　また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第37期中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

| | | 第35期<br>（平成27年３月31日現在） | | 第36期<br>（平成28年３月31日現在） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） |
| （資産の部） | | | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | | | |
| １．預金 | | | 5,145,515 | | 6,399,568 |
| ２．有価証券 | | | 2,000,000 | | ― |
| ３．前払費用 | | | 61,184 | | 42,361 |
| ４．未収入金 | | | 6,658 | | 125,183 |
| ５．未収委託者報酬 | | | 615,656 | | 541,361 |
| ６．未収運用受託報酬 | | | 391,340 | | 313,690 |
| ７．未収法人税等 | | | ― | | 2,251 |
| ８．未収消費税等 | | | ― | | 40,776 |
| ９．繰延税金資産 | | | 75,393 | | 54,160 |
| 10．その他 | | | 5,637 | | 328 |
| 流動資産計 | | | 8,301,386 | | 7,519,682 |
| Ⅱ固定資産 | | | | | |
| １．有形固定資産 | | | 59,952 | | 222,294 |
| （1）建物 | ※１ | 37,148 | | 129,493 | |
| （2）器具備品 | ※１ | 21,907 | | 92,128 | |
| （3）その他 | ※１ | 897 | | 672 | |
| ２．無形固定資産 | | | 49,602 | | 45,558 |
| （1）電話加入権 | | 2,862 | | 2,862 | |
| （2）ソフトウェア | | 41,803 | | 41,328 | |
| （3）ソフトウェア仮勘定 | | 4,935 | | 1,366 | |
| ３．投資その他の資産 | | | 521,449 | | 423,342 |
| （1）投資有価証券 | | 107,398 | | 63,050 | |
| （2）関係会社株式 | | 5,386 | | 5,386 | |
| （3）長期差入保証金 | | 247,966 | | 185,682 | |
| （4）繰延税金資産 | | 154,137 | | 132,823 | |
| （5）その他 | | 6,561 | | 36,400 | |
| 固定資産計 | | | 631,004 | | 691,195 |
| 資産合計 | | | 8,932,390 | | 8,210,877 |

| | | 第35期<br>（平成27年３月31日現在） | | 第36期<br>（平成28年３月31日現在） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） |
| （負債の部） | | | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | | | |
| １．預り金 | | | 240,063 | | 136,502 |
| ２．未払金 | | | 274,749 | | 291,814 |
| （1）未払収益分配金 | | 789 | | 1,205 | |
| （2）未払償還金 | | 5,658 | | 5,660 | |
| （3）未払手数料 | | 222,619 | | 210,892 | |
| （4）その他未払金 | | 45,681 | | 74,055 | |
| ３．未払費用 | | | 350,246 | | 268,567 |
| ４．未払法人税等 | | | 18,393 | | ― |
| ５．未払消費税等 | | | 56,005 | | ― |
| ６．賞与引当金 | | | 174,657 | | 115,430 |
| ７．役員賞与引当金 | | | 10,000 | | 6,175 |
| 流動負債計 | | | 1,124,115 | | 818,489 |
| Ⅱ固定負債 | | | | | |
| １．退職給付引当金 | | | 402,572 | | 410,278 |
| ２．役員退職慰労引当金 | | | 26,197 | | 26,676 |
| 固定負債計 | | | 428,770 | | 436,955 |
| 負債合計 | | | 1,552,885 | | 1,255,444 |
| （純資産の部） | | | | | |
| Ⅰ株主資本 | | | | | |
| １．資本金 | | | 1,100,000 | | 1,100,000 |
| ２．資本剰余金 | | | 277,667 | | 277,667 |
| （1）資本準備金 | | 277,667 | | 277,667 | |
| ３．利益剰余金 | | | 6,002,917 | | 5,580,304 |
| （1）利益準備金 | | 175,000 | | 175,000 | |
| （2）その他利益剰余金 | | | | | |
| 別途積立金 | | 3,137,790 | | 3,137,790 | |
| 繰越利益剰余金 | | 2,690,127 | | 2,267,514 | |
| 株主資本計 | | | 7,380,585 | | 6,957,972 |
| Ⅱ評価・換算差額等 | | | | | |
| １．その他有価証券評価差額金 | | | △1,080 | | △2,539 |
| 評価・換算差額等計 | | | △1,080 | | △2,539 |
| 純資産合計 | | | 7,379,505 | | 6,955,433 |
| 負債純資産合計 | | | 8,932,390 | | 8,210,877 |

## （２）【損益計算書】

| | | 第35期<br>(自　平成26年４月１日<br>至　平成27年３月31日) | | 第36期<br>(自　平成27年４月１日<br>至　平成28年３月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 内訳<br>(千円) | 金額<br>(千円) | 内訳<br>(千円) | 金額<br>(千円) |
| Ⅰ営業収益 | | | | | |
| １．委託者報酬 | | | 4,328,295 | | 3,485,554 |
| ２．運用受託報酬 | | | 1,839,106 | | 1,528,989 |
| 営業収益計 | | | 6,167,402 | | 5,014,544 |
| Ⅱ営業費用 | | | | | |
| １．支払手数料 | | | 2,095,803 | | 1,612,217 |
| ２．広告宣伝費 | | | 3,774 | | 3,125 |
| ３．調査費 | | | 1,493,527 | | 1,294,581 |
| (1) 調査費 | | 58,662 | | 112,170 | |
| (2) 委託調査費 | | 1,058,869 | | 800,411 | |
| (3) 情報機器関連費 | | 374,671 | | 380,676 | |
| (4) 図書費 | | 1,323 | | 1,323 | |
| ４．委託計算費 | | | 160,922 | | 164,312 |
| ５．営業雑経費 | | | 157,361 | | 144,458 |
| (1) 通信費 | | 8,310 | | 8,940 | |
| (2) 印刷費 | | 97,950 | | 92,160 | |
| (3) 協会費 | | 8,979 | | 7,526 | |
| (4) 諸会費 | | 3,449 | | 4,191 | |
| (5) 紹介手数料 | | 38,671 | | 31,640 | |
| 営業費用計 | | | 3,911,389 | | 3,218,696 |
| Ⅲ一般管理費 | | | | | |
| １．給料 | | | 1,216,378 | | 1,202,318 |
| (1) 役員報酬 | | 66,804 | | 87,538 | |
| (2) 給料・手当 | | 1,101,744 | | 1,066,119 | |
| (3) 賞与 | | 47,829 | | 48,661 | |
| ２．法定福利費 | | | 169,024 | | 176,641 |
| ３．退職金 | | | 3,571 | | 4,021 |
| ４．福利厚生費 | | | 3,044 | | 3,654 |
| ５．交際費 | | | 5,279 | | 4,379 |
| ６．旅費交通費 | | | 21,542 | | 15,873 |
| ７．事務委託費 | | | 83,048 | | 96,492 |
| ８．租税公課 | | | 17,845 | | 20,908 |
| ９．不動産賃借料 | | | 159,588 | | 157,838 |
| 10．退職給付費用 | | | 59,085 | | 55,672 |
| 11．役員退職慰労金 | | | ― | | 200 |
| 12．役員退職慰労引当金繰入 | | | 5,366 | | 6,278 |
| 13．賞与引当金繰入 | | | 174,657 | | 116,045 |
| 14．役員賞与引当金繰入 | | | 10,000 | | 6,175 |
| 15．固定資産減価償却費 | | | 43,984 | | 55,329 |
| 16．諸経費 | | | 119,940 | | 141,211 |
| 一般管理費計 | | | 2,092,356 | | 2,063,042 |
| 営業利益または<br>営業損失(△) | | | 163,656 | | △267,194 |

| | | 第35期<br>(自　平成26年４月１日<br>至　平成27年３月31日) | | 第36期<br>(自　平成27年４月１日<br>至　平成28年３月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 内訳<br>(千円) | 金額<br>(千円) | 内訳<br>(千円) | 金額<br>(千円) |
| Ⅳ営業外収益 | | | | | |
| １．受取配当金 | | | 1,633 | | 1,284 |
| ２．有価証券利息 | | | 1,396 | | 885 |
| ３．受取利息 | | | 772 | | 631 |
| ４．時効成立分配金・償還金 | | | 291 | | ― |
| ５．その他 | | | 7 | | 9 |
| 営業外収益計 | | | 4,101 | | 2,810 |
| Ⅴ営業外費用 | | | | | |
| １．為替差損 | | | 5,549 | | 1,381 |
| ２．雑損失 | | | 1,694 | | 6,372 |
| 営業外費用計 | | | 7,244 | | 7,754 |
| 経常利益または<br>経常損失(△) | | | 160,513 | | △272,137 |
| Ⅵ特別利益 | | | | | |
| １．固定資産売却益 | ※１ | | 122 | | ― |
| ２．投資有価証券売却益 | | | 14,779 | | 52,535 |
| 特別利益計 | | | 14,901 | | 52,535 |
| Ⅶ特別損失 | | | | | |
| １．固定資産除却損 | ※２ | | ― | | 993 |
| ２．投資有価証券売却損 | | | 18,299 | | 2,642 |
| ３．本社移転費用 | | | 14,743 | | 257,044 |
| 特別損失計 | | | 33,043 | | 260,680 |
| 税引前当期純利益または<br>税引前当期純損失(△) | | | 142,371 | | △480,283 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 61,231 | | △100,821 |
| 法人税等調整額 | | | 14,684 | | 43,150 |
| 当期純利益または<br>当期純損失(△) | | | 66,454 | | △422,613 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 1,100,000 | 277,667 | 277,667 | 175,000 | 3,137,790 | 2,623,672 | 5,936,462 | 7,314,130 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 66,454 | 66,454 | 66,454 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | 66,454 | 66,454 | 66,454 |
| 当期末残高 | 1,100,000 | 277,667 | 277,667 | 175,000 | 3,137,790 | 2,690,127 | 6,002,917 | 7,380,585 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △2,225 | △2,225 | 7,311,904 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | － |
| 当期純利益 | | | 66,454 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,145 | 1,145 | 1,145 |
| 当期変動額合計 | 1,145 | 1,145 | 67,600 |
| 当期末残高 | △1,080 | △1,080 | 7,379,505 |

第36期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 1,100,000 | 277,667 | 277,667 | 175,000 | 3,137,790 | 2,690,127 | 6,002,917 | 7,380,585 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | |
| 当期純利益または当期純損失(△) | | | | | | △422,613 | △422,613 | △422,613 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― | ― | △422,613 | △422,613 | △422,613 |
| 当期末残高 | 1,100,000 | 277,667 | 277,667 | 175,000 | 3,137,790 | 2,267,514 | 5,580,304 | 6,957,972 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合　計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △1,080 | △1,080 | 7,379,505 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | ― |
| 当期純利益 | | | △422,613 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △1,458 | △1,458 | △1,458 |
| 当期変動額合計 | △1,458 | △1,458 | △424,072 |
| 当期末残高 | △2,539 | △2,539 | 6,955,433 |

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～50年
器具備品　　３～15年
その他　　８年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（2）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

| 第35期<br>（平成27年３月31日現在） | 第36期<br>（平成28年３月31日現在） |
|---|---|
| ※１　有形固定資産の減価償却累計額<br>建物　97,303千円<br>器具備品　159,980千円 | ※１　有形固定資産の減価償却累計額<br>建物　6,710千円<br>器具備品　83,324千円<br>その他　224千円 |

（損益計算書関係）

| 第35期<br>(自　平成26年４月１日<br>至　平成27年３月31日) | 第36期<br>(自　平成27年４月１日<br>至　平成28年３月31日) |
|---|---|

| | |
|---|---|
| ※１　固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。<br>器具備品　122千円<br><br>――――――― | ――――――――<br><br>※２　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。<br>器具備品　315千円<br>ソフトウェア　677千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数（千株） | 当事業年度増加株式数（千株） | 当事業年度減少株式数（千株） | 当事業年度末株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,082 | － | － | 1,082 |
| 合計 | 1,082 | － | － | 1,082 |

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第36期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数（千株） | 当事業年度増加株式数（千株） | 当事業年度減少株式数（千株） | 当事業年度末株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,082 | － | － | 1,082 |
| 合計 | 1,082 | － | － | 1,082 |

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。
また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。
有価証券は、短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。
投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。
長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に基づき差入れたものであり、信用リスクの影響は軽微であります。
未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第35期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 預金 | 5,145,515 | 5,145,515 | － |
| (2) 有価証券 | | | |
| ① その他有価証券 | 2,000,000 | 2,000,000 | － |
| (3) 未収入金 | 6,658 | 6,658 | － |
| (4) 未収委託者報酬 | 615,656 | 615,656 | － |
| (5) 未収運用受託報酬 | 391,340 | 391,340 | － |
| (6) 投資有価証券 | | | |
| ① その他有価証券 | 45,198 | 45,198 | － |
| 資産計 | 8,204,369 | 8,204,369 | － |
| (1) 未払金 | | | |
| ① 未払収益分配金 | (789) | (789) | － |
| ② 未払償還金 | (5,658) | (5,658) | － |
| ③ 未払手数料 | (222,619) | (222,619) | － |
| ④ その他未払金 | (45,681) | (45,681) | － |
| (2) 未払費用 | (350,246) | (350,246) | － |
| 負債計 | (624,995) | (624,995) | － |

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券(譲渡性預金)及び投資有価証券(投資信託)

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| ① 非上場株式 | 62,200 |
| ② 子会社株式 | 5,386 |
| ③ 長期差入保証金 | 247,966 |
| 合計 | 315,552 |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 5,145,515 | － | － |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券のうち<br>満期があるもの(その他) | 2,000,000 | － | － |
| 未収入金 | 6,658 | － | － |
| 未収委託者報酬 | 615,656 | － | － |
| 未収運用受託報酬 | 391,340 | － | － |
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券のうち<br>満期があるもの(その他) | － | 25,010 | 20,188 |
| 合計 | 8,159,171 | 25,010 | 20,188 |

第36期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 預金 | 6,399,568 | 6,399,568 | － |
| (2) 未収入金 | 125,183 | 125,183 | － |
| (3) 未収委託者報酬 | 541,361 | 541,361 | － |
| (4) 未収運用受託報酬 | 313,690 | 313,690 | － |
| (5) 投資有価証券 | | | |
| ① その他有価証券 | 32,850 | 32,850 | － |
| 資産計 | 7,412,654 | 7,412,654 | － |
| (1) 未払金 | | | |
| ① 未払収益分配金 | (1,205) | (1,205) | － |
| ② 未払償還金 | (5,660) | (5,660) | － |
| ③ 未払手数料 | (210,892) | (210,892) | － |
| ④ その他未払金 | (74,055) | (74,055) | － |
| (2) 未払費用 | (268,567) | (268,567) | － |
| 負債計 | (560,381) | (560,381) | － |

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| ① 非上場株式 | 30,200 |
| ② 子会社株式 | 5,386 |
| ③ 長期差入保証金 | 185,682 |
| 合計 | 221,269 |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 6,399,568 | － | － |
| 未収入金 | 125,183 | － | － |
| 未収委託者報酬 | 541,361 | － | － |
| 未収運用受託報酬 | 313,690 | － | － |
| 投資有価証券<br>その他有価証券のうち<br>満期があるもの(その他) | 23,921 | 1,400 | 7,528 |
| 合計 | 7,403,725 | 1,400 | 7,528 |

（有価証券関係）

第35期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は206,953千円であり、売却益の合計額は14,779千円、売却損の合計額は18,299千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 種類(*) | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) その他の証券 | 15,326 | 18,181 | 2,854 |
| | 小計 | 15,326 | 18,181 | 2,854 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) その他の証券 | 2,031,468 | 2,027,016 | △4,451 |
| | 小計 | 2,031,468 | 2,027,016 | △4,451 |
| 合計 | | 2,046,795 | 2,045,198 | △1,596 |

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第36期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は107,042千円であり、売却益の合計額は52,535千円、売却損の合計額は2,642千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 種類(*) | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) その他の証券 | 14,353 | 16,214 | 1,861 |
| | 小計 | 14,353 | 16,214 | 1,861 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) その他の証券 | 22,156 | 16,635 | △5,520 |
| | 小計 | 22,156 | 16,635 | △5,520 |
| 合計 | | 36,509 | 32,850 | △3,659 |

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第35期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年７月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。
当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金の期首残高 | 374,966千円 |
| 退職給付費用 | 50,270千円 |
| 退職給付の支払額 | △22,664千円 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 402,572千円 |

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 退職一時金制度の退職給付債務 | 402,572千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 402,572千円 |

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金 | 402,572千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 402,572千円 |

(3)退職給付費用

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 50,270千円 |

３．確定拠出制度

| | |
|---|---|
| 確定拠出制度への要拠出額 | 8,815千円 |

第36期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年７月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。
当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金の期首残高 | 402,572千円 |
| 退職給付費用 | 47,397千円 |
| 退職給付の支払額 | △39,691千円 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 410,278千円 |

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 退職一時金制度の退職給付債務 | 410,278千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 410,278千円 |

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金 | 410,278千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 410,278千円 |

(3)退職給付費用

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 47,397千円 |

３．確定拠出制度

| | |
|---|---|
| 確定拠出制度への要拠出額 | 8,275千円 |

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第35期（平成27年３月31日現在） | 第36期（平成28年３月31日現在） |
|---|---|---|
| | （単位：千円） | （単位：千円） |
| （繰延税金資産） | | |
| 賞与引当金 | 57,811 | 35,621 |
| 未払事業税 | 2,927 | ― |
| 未払社会保険料 | 9,035 | 5,848 |
| 退職給付引当金 | 138,855 | 133,942 |
| 子会社株式評価損 | 1,317 | 1,246 |
| 連結納税加入に伴う有価証券時価評価益 | 21,200 | 15,056 |
| 減価償却超過額否認 | 3,538 | 2,962 |
| 長期差入保証金 | 11,227 | 29,925 |
| 本社移転費用 | ― | 24,338 |
| 繰越欠損金 | ― | 24,938 |
| その他有価証券評価差額金 | 516 | 1,120 |
| その他 | 5,619 | 5,468 |
| 小計 | 252,048 | 280,470 |
| 評価性引当額 | △22,517 | △93,346 |
| 繰延税金資産計 | 229,530 | 187,123 |
| （繰延税金負債） | | |
| 未収事業税 | ― | 139 |
| 繰延税金負債計 | ― | 139 |
| 繰延税金資産の純額 | 229,530 | 186,983 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

| 第35期（平成27年３月31日現在） | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 35.6 % |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.3 % |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ― % |
| 住民税均等割 | 1.6 % |
| 評価性引当額 | △4.2 % |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 14.9 % |
| その他 | 2.0 % |
| 税効果会計適用後の法人税率の負担率 | 53.3 % |

第36期（平成28年３月31日現在）

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれるものについては30.6%となります。
なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

１．当該資産除去債務の概要

本社の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

当社は、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

| | 第35期<br>(自 平成26年４月１日<br>至 平成27年３月31日) | 第36期<br>(自 平成27年４月１日<br>至 平成28年３月31日) |
|---|---|---|
| 期首残高 | 52,188千円 | 163,632千円 |
| 賃貸借契約締結にともなう増加額 | ― | 52,929 |
| 見積りの変更による増加額（△減少額） | 111,444 | △58,356 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | ― | ― |
| 期末残高 | 163,632 | 158,204 |

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

第36期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第35期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ㈱T&Dホールディングス | 東京都港区 | 207,111 | 持株会社 | (被所有)直接　100 | 経営管理役員の兼任 | 賃借契約に係る敷金の差入(*1) | ― | 長期差入保証金 | 116,711 |
| | | | | | | | 連結納税に伴う受取予定額(*2) | 6,658 | 未収入金 | 6,658 |

（注）1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2.取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。
(*2)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

第36期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ㈱T&Dホールディングス | 東京都中央区 | 207,111 | 持株会社 | (被所有)直接　100 | 経営管理役員の兼任 | 連結納税に伴う受取予定額(*1) | 113,644 | 未収入金 | 113,644 |

（注）1.取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

第36期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | 大同生命保険㈱ | 大阪府大阪市 | 110,000 | 生命保険業 | - | 投資顧問契約の締結役員の兼任 | 投資顧問契約(*1) | 311,115 | 未収運用受託報酬 | 90,373 |

（注）1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2.取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1)投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

| 第35期<br>(自　平成26年４月１日<br>至　平成27年３月31日) | | 第36期<br>(自　平成27年４月１日<br>至　平成28年３月31日) | |
|---|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 6,817.09円 | １株当たり純資産額 | 6,425.34円 |
| １株当たり当期純利益金額 | 61.39円 | １株当たり当期純損失金額 | △390.40円 |
| なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 | | １株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 | |
| 当期純利益（千円） | 66,454 | 当期純損失（千円） | △422,613 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | － | 普通株主に帰属しない金額（千円） | － |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 66,454 | 普通株式に係る当期純損失（千円） | △422,613 |
| 期中平均株式数（千株） | 1,082 | 期中平均株式数（千株） | 1,082 |

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

## 中間財務諸表

### （１）中間貸借対照表

| | | 第37期中間会計期間末<br>（平成28年９月30日） | |
|---|---|---|---|
| 区分 | 注記<br>番号 | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） |
| （資産の部） | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | |
| １．預金 | | | 6,341,156 |
| ２．前払費用 | | | 58,590 |
| ３．未収入金 | | | 84,800 |
| ４．未収委託者報酬 | | | 652,916 |
| ５．未収運用受託報酬 | | | 313,405 |
| ６．繰延税金資産 | | | 22,331 |
| ７．その他 | | | 52 |
| 流動資産計 | | | 7,473,252 |
| Ⅱ固定資産 | | | |
| １．有形固定資産 | | | 198,808 |
| （1）建物 | ※１ | 122,094 | |
| （2）器具備品 | ※１ | 76,124 | |
| （3）その他 | ※１ | 588 | |
| ２．無形固定資産 | | | 51,693 |
| （1）電話加入権 | | 2,862 | |
| （2）ソフトウェア | | 42,938 | |
| （3）ソフトウェア仮勘定 | | 5,892 | |
| ３．投資その他の資産 | | | 313,479 |
| （1）投資有価証券 | | 46,132 | |
| （2）関係会社株式 | | 5,386 | |
| （3）長期差入保証金 | | 125,079 | |
| （4）繰延税金資産 | | 105,785 | |
| （5）その他 | | 31,095 | |
| 固定資産計 | | | 563,980 |
| 資産合計 | | | 8,037,233 |

| | | 第37期中間会計期間末<br>（平成28年９月30日） | |
|---|---|---|---|
| 区分 | 注記<br>番号 | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） |
| （負債の部） | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | |
| １．預り金 | | | 5,753 |
| ２．未払金 | | | 309,817 |
| （1）未払収益分配金 | | 1,205 | |
| （2）未払償還金 | | 5,660 | |
| （3）未払手数料 | | 258,107 | |
| （4）その他未払金 | | 44,843 | |
| ３．未払費用 | | | 330,334 |
| ４．未払法人税等 | | | 6,433 |
| ５．未払消費税等 | ※２ | | 7,300 |
| ６．前受収益 | | | 4,125 |
| ７．賞与引当金 | | | 61,358 |
| ８．役員賞与引当金 | | | 7,677 |
| 流動負債計 | | | 732,800 |
| Ⅱ固定負債 | | | |
| １．退職給付引当金 | | | 412,464 |
| ２．役員退職慰労引当金 | | | 17,130 |
| 固定負債計 | | | 429,594 |
| 負債合計 | | | 1,162,395 |
| （純資産の部） | | | |
| Ⅰ株主資本 | | | |
| １．資本金 | | | 1,100,000 |
| ２．資本剰余金 | | | 277,667 |
| （1）資本準備金 | | 277,667 | |
| ３．利益剰余金 | | | 5,497,001 |
| （1）利益準備金 | | 175,000 | |
| （2）その他利益剰余金 | | | |
| 別途積立金 | | 3,137,790 | |
| 繰越利益剰余金 | | 2,184,211 | |
| 株主資本計 | | | 6,874,669 |
| Ⅱ評価・換算差額等 | | | |
| １．その他有価証券評価差額金 | | | 168 |
| 評価・換算差額等計 | | | 168 |
| 純資産合計 | | | 6,874,838 |
| 負債純資産合計 | | | 8,037,233 |

## （２）中間損益計算書

| | | 第37期中間会計期間<br>（自　平成28年４月１日<br>至　平成28年９月30日） | |
|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） |
| Ⅰ営業収益 | | | |
| １．委託者報酬 | | | 1,744,847 |
| ２．運用受託報酬 | | | 584,949 |
| 営業収益計 | | | 2,329,796 |
| Ⅱ営業費用 | | | |
| １．支払手数料 | | | 783,946 |
| ２．広告宣伝費 | | | 1,309 |
| ３．調査費 | | | 586,894 |
| （1）調査費 | | 52,689 | |
| （2）委託調査費 | | 344,103 | |
| （3）情報機器関連費 | | 189,686 | |
| （4）図書費 | | 415 | |
| ４．委託計算費 | | | 85,102 |
| ５．営業雑経費 | | | 52,113 |
| （1）通信費 | | 4,053 | |
| （2）印刷費 | | 43,086 | |
| （3）協会費 | | 2,938 | |
| （4）諸会費 | | 2,036 | |
| 営業費用計 | | | 1,509,366 |
| Ⅲ一般管理費 | | | |
| １．給料 | | | 551,385 |
| （1）役員報酬 | | 33,668 | |
| （2）給料・手当 | | 506,517 | |
| （3）賞与 | | 11,199 | |
| ２．法定福利費 | | | 85,248 |
| ３．退職金 | | | 3,443 |
| ４．福利厚生費 | | | 2,162 |
| ５．交際費 | | | 558 |
| ６．旅費交通費 | | | 5,349 |
| ７．事務委託費 | | | 40,836 |
| ８．租税公課 | | | 8,550 |
| ９．不動産賃借料 | | | 62,551 |
| 10．退職給付費用 | | | 26,362 |
| 11．役員退職慰労引当金繰入 | | | 2,225 |
| 12．賞与引当金繰入 | | | 61,358 |
| 13．役員賞与引当金繰入 | | | 7,677 |
| 14．固定資産減価償却費 | ※１ | | 31,396 |
| 15．諸経費 | | | 36,668 |
| 一般管理費計 | | | 925,774 |
| 営業損失（△） | | | △105,343 |

| | | 第37期中間会計期間<br>（自　平成28年４月１日<br>至　平成28年９月30日） | |
|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 内訳（千円） | 金額（千円） |
| Ⅳ営業外収益 | | | |
| １．受取配当金 | | | 1,033 |
| ２．受取利息 | | | 33 |
| ３．為替差益 | | | 383 |
| ４．雑益 | | | 639 |
| 営業外収益計 | | | 2,088 |
| Ⅴ営業外費用 | | | |
| １．雑損失 | | | 476 |
| 営業外費用計 | | | 476 |
| 経常損失（△） | | | △103,731 |
| Ⅵ特別利益 | | | |
| １．投資有価証券売却益 | | | 344 |
| 特別利益計 | | | 344 |
| Ⅶ特別損失 | | | |
| １．投資有価証券売却損 | | | 5,634 |
| 特別損失計 | | | 5,634 |
| 税引前中間純損失（△） | | | △109,021 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | △83,391 |
| 法人税等調整額 | | | 57,672 |
| 中間純損失（△） | | | △83,302 |

## （３）中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 1,100,000 | 277,667 | 277,667 | 175,000 | 3,137,790 | 2,267,514 | 5,580,304 | 6,957,972 |
| 当中間会計期間変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | |
| 中間純損失（△） | | | | | | △83,302 | △83,302 | △83,302 |
| 株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当中間会計期間変動額合計 | － | － | － | － | － | △83,302 | △83,302 | △83,302 |
| 当中間会計期間末残高 | 1,100,000 | 277,667 | 277,667 | 175,000 | 3,137,790 | 2,184,211 | 5,497,001 | 6,874,669 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △2,539 | △2,539 | 6,955,433 |
| 当中間会計期間変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | － |
| 中間純損失（△） | | | △83,302 |
| 株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額（純額） | 2,708 | 2,708 | 2,708 |
| 当中間会計期間変動額合計 | 2,708 | 2,708 | △80,594 |
| 当中間会計期間末残高 | 168 | 168 | 6,874,838 |

重要な会計方針

| | 第37期中間会計期間<br>（自　平成28年４月１日<br>至　平成28年９月30日） |
|---|---|
| １．資産の評価基準及び評価方法 | (1) 有価証券<br>子会社株式<br>移動平均法による原価法を採用しております。<br>その他有価証券<br>時価のあるもの<br>中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）<br>時価のないもの<br>移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ２．固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物　３～50年<br>器具備品　３～15年<br>その他　８年<br>(2) 無形固定資産<br>自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ３．引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金<br>従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。<br>(2) 役員賞与引当金<br>役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。<br>(4) 役員退職慰労引当金<br>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 |
| ４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1) 消費税等の会計処理<br>税抜方式によっております。<br>(2) 連結納税制度の適用<br>連結納税制度を適用しております。 |

会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年６月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日)を当中間会計期間から適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

| 第37期中間会計期間末<br>（平成28年９月30日現在） |
|---|
| ※１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。<br>建物　14,109千円<br>器具備品　99,009千円<br>その他　308千円<br><br>※２　消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。 |

（中間損益計算書関係）

| 第37期中間会計期間<br>（自　平成28年４月１日<br>至　平成28年９月30日） |
|---|
| ※１　固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。<br>有形固定資産　23,486千円<br>無形固定資産　7,909千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数（千株） | 当中間会計期間増加株式数（千株） | 当中間会計期間減少株式数（千株） | 当中間会計期間末株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,082 | － | － | 1,082 |
| 合計 | 1,082 | － | － | 1,082 |

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 預金 | 6,341,156 | 6,341,156 | － |
| (2) 未収入金 | 84,800 | 84,800 | － |
| (3) 未収委託者報酬 | 652,916 | 652,916 | － |
| (4) 未収運用受託報酬 | 313,405 | 313,405 | － |
| (5) 投資有価証券 | | | |
| ① その他有価証券 | 15,932 | 15,932 | － |
| 資産計 | 7,408,210 | 7,408,210 | － |
| (1) 未払金 | | | |
| ① 未払収益分配金 | (1,205) | (1,205) | － |
| ② 未払償還金 | (5,660) | (5,660) | － |
| ③ 未払手数料 | (258,107) | (258,107) | － |
| ④ その他未払金 | (44,843) | (44,843) | － |
| (2) 未払費用 | (330,334) | (330,334) | － |
| 負債計 | (640,152) | (640,152) | － |

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券（投資信託）

公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|---|---|
| ① 非上場株式 | 30,200 |
| ② 子会社株式 | 5,386 |
| ③ 長期差入保証金 | 125,079 |
| 合計 | 160,665 |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 種類 | 取得原価 | 中間貸借対照表計上額 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) その他の証券 | 9,586 | 10,033 | 446 |
| | 小計 | 9,586 | 10,033 | 446 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) その他の証券 | 6,102 | 5,899 | △202 |
| | 小計 | 6,102 | 5,899 | △202 |
| 合計 | | 15,689 | 15,932 | 243 |

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第37期中間会計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

（１株当たり情報）

| 第37期中間会計期間<br>（自　平成28年４月１日<br>至　平成28年９月30日） | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 6,350円88銭 |
| １株当たり中間純損失金額 | △76円95銭 |
| なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| １株当たり中間純損失金額の算定上の基礎 | |
| 中間純損失（千円） | △83,302 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | － |
| 普通株式に係る中間純損失（千円） | △83,302 |
| 期中平均株式数（千株） | 1,082 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

**４【利害関係人との取引制限】**

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

１．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
２．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
３．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下４、５において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
４．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
５．上記３、４に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

**５【その他】**

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第２【その他の関係法人の概況】

### １【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### （１）受託会社

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

・資本金の額　　324,279百万円（平成28年9月末日現在）

・事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額　　10,000百万円（平成28年9月末日現在）

・事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### （２）販売会社

| 名称 | 資本金の額<br>（単位：百万円）<br>平成28年9月末日現在 | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社 | 3,000 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 | |
| 株式会社第四銀行 | 32,776 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 1,711,958 | |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 70,000 | 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。 |

### ２【関係業務の概要】

①「受託会社」は主に以下の業務を行います。

ａ．信託財産の保管・管理・計算

ｂ．委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

②「販売会社」は主に以下の業務を行います。

ａ．受益権の募集・販売の取扱い

ｂ．受益権の換金（解約）申込の取扱い

ｃ．換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

ｄ．目論見書、運用報告書の交付等

### ３【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成29年3月末日現在、該当事項はありません。

**第３【その他】**

１．目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
２．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
３．目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
・金融商品取引法上の目論見書である旨
・目論見書の使用を開始する日
・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
・委託会社の金融商品取引業者登録番号
４．詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
５．届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
６．届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
７．請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載する場合があります。
８．目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成２８年６月３日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　蒲谷　剛史　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤　雅人　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第３６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の平成２８年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成２９年４月２５日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　蒲谷 剛史 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤 雅人 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣ アクティブ バリュー オープンの平成２８年３月１日から平成２９年２月２７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣ アクティブ バリュー オープンの平成２９年２月２７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成２８年１２月５日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　蒲谷　剛史　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤　雅人　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第３７期事業年度の中間会計期間（平成２８年４月１日から平成２８年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の平成２８年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２８年４月１日から平成２８年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注)　1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。